

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」の策定に伴う「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の改定について

○独立行政法人の目標の策定に関する指針(平成 26 年9月2日総務大臣決定、令和4年3月2日改定)(抜粋)

改定前	改定後
<p>Ⅱ 中期目標管理法人の目標について</p> <p>5 通則法第 29 条第2項第3号「業務運営の効率化に関する事項」における目標の立て方について</p> <p>(3)以上の考え方に基づき、具体的には、次の事項について定める。</p> <p>② 業務の電子化に関する目標</p> <p>国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指したデジタル・ガバメント推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、電子決裁の推進、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定める。</p>	<p>Ⅱ 中期目標管理法人の目標について</p> <p>5 通則法第 29 条第2項第3号「業務運営の効率化に関する事項」における目標の立て方について</p> <p>(3)以上の考え方に基づき、具体的には、次の事項について定める。</p> <p>② 業務の電子化に関する目標</p> <p>国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指したデジタル・ガバメント推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、電子決裁の推進、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定める。<u>情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に掲げられた取組と整合するように目標を定める。</u></p>

※国立研究開発法人の研究開発以外の事務及び事業に関する目標については、中期目標管理法人の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の規定を準用する。(「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅲ 5 (3))

○独立行政法人の評価に関する指針(平成 26 年9月2日総務大臣決定、令和4年3月2日改定)(抜粋)

改定前	改定後
<p>Ⅲ 国立研究開発法人の評価に関する事項</p> <p>6 評価の方法等</p> <p>(2)評価の視点等</p> <p>② 研究開発以外の事務及び事業に関する評価</p> <p>[中略]</p> <p>また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)において、「各法人がPDCAサイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。</p>	<p>Ⅲ 国立研究開発法人の評価に関する事項</p> <p>6 評価の方法等</p> <p>(2)評価の視点等</p> <p>② 研究開発以外の事務及び事業に関する評価</p> <p>[中略]</p> <p>また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)において、「各法人がPDCAサイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。</p> <p><u>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年 12 月 24 日デジタル大臣決定)を踏まえた目標の取組状況についても、デジタル技術の利活用による利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化の観点から、適正に評価を行う。</u></p>